

「令和7年度川崎市消費生活相談員業務委託」企画提案選考結果について

1 業務委託件名、業務委託内容及び履行期限

(1) 業務委託件名

令和7年度川崎市消費生活相談員業務委託

(2) 業務委託内容

ア 消費生活相談業務

消費生活相談員（有資格の専門家）を配置し、市民からの消費生活に関する苦情等相談、買物等相談を受け付け、助言、事業者とのあっせん交渉を行う。

イ 付随業務

センター内の資料コーナーの整理・管理業務、情報誌等への事例提供などの消費生活相談に付随した業務を行う。

(3) 履行期限

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 担当部課

経済労働局産業政策部消費者行政センター

3 受託者名及び受託者を特定した日

(1) 受託者名

特定非営利活動法人 かわさきコンシューマーネット

(2) 受託者を特定した日

令和7年2月17日（月）

4 選考経過

(1) 委員会の開催状況

令和7年2月17日（月）に企画提案選考委員会を実施

(2) 提案者数

1者

(3) 評価基準

企画提案の視点・内容、事業執行体制、企画の工夫、事業効率性の4点の評価項目ごとに次により評価を行った。

優「5」・良「4」・標準「3」・劣「2」・悪「1」

(4) 受託者の特定理由

令和7年2月17日（月）に実施した選考委員会における審議の結果、企画提案の視点・内容、事業執行体制において、評価をされ、成果を期待できることから、「令和7年度川崎市消費生活相談員業務委託」の受託者として特定することが適当である、と結論した。